

トラブルに遭ったときのために、次のことを確認しておきましょう

あわてない



- ・トラブルになった相手にあわててメールの返信をしたり、すぐに電話をかけたりしないようにしましょう。自分のメールアドレスや、住所・氏名・電話番号などが相手に知られ、さらに被害を受けることがあります。
- ・届いたメールや掲示板の画面を印刷したり、写真を撮ったりして、「記録」を残しましょう。相談をするときに必要になることがあります。

大人に相談



- ・決して自分一人で解決しようと思わず、今以上被害を受けないためにも、保護者や学校の先生に相談をしましょう。相手は、脅したり、弱みにつけこんだりして、誰にも相談しないように仕向けます。
- ・保護者は、必要に応じて相談機関（下記参照）や学校に相談するようにしましょう。

よく考えて行動



- ・被害から逃れるためにとった行動が、逆に被害をさらに拡大させるなど、思いもよらない結果となってしまうことがあります。じっくりとよく考えて行動することが大切です。
- ・誹謗中傷などの書き込みを削除するよう請求するときには、法律で定められた手続きが必要な場合があります。関係機関と相談して行動しましょう。

関係機関のホームページ

<p>■ 誹謗中傷や犯罪などに巻き込まれた・・・</p> <p>岐阜県警察サイバー犯罪対策室</p> <p>http://www.pref.gifu.lg.jp/police/kurashi-anzen/hanzai-kenkyo/cyber-hanzai/</p>	<p>岐阜県警察サイバー</p> <p>検索</p>
<p>■ 架空請求・悪徳商法などの被害を受けた・・・</p> <p>岐阜県 県民生活相談センター</p> <p>http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/seikatsu-sodan/</p>	<p>岐阜県県民生活相談センター</p> <p>検索</p>
<p>■ 人権を侵害されたと思われるとき・・・</p> <p>法務省インターネット人権相談</p> <p>http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html</p>	<p>ネット人権相談</p> <p>検索</p>
<p>■ 子どもたちへの指導の資料がほしい・・・</p> <p>岐阜県総合教育センター情報モラル関係資料</p> <p>http://gakuen.gifu-net.ed.jp/~contents/tyo/newpage1.htm</p>	<p>岐阜県総合教育センター</p> <p>検索</p>

ネット安全・安心ぎふコンソーシアム

ネット安全・安心ぎふコンソーシアムは、岐阜県の子どもたちが携帯電話やインターネットの安全で安心な利用を進めていくために、保護者とともに「正しい利用の仕方を知ること」「トラブルに巻き込まれないように備えること」「学校やPTAの活動として広めていくこと」「地域社会の中で様々な組織が連携していくこと」が重要であると考え、学校や教育委員会、事業者、行政機関と協力しながら、講師派遣事業をはじめとする活動に取り組んでいます。

ネット安全・安心ぎふコンソーシアムでは、学校・PTA・地域団体等主催のケータイ利用に関する研修会に、講師を無料派遣しています。県民のみならずからの申し込みをお待ちしています。詳しくは、次のサイトをご覧ください。

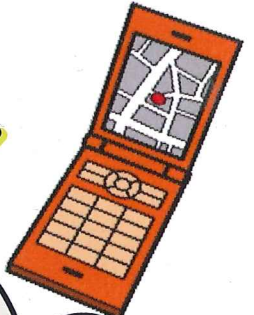
<http://www.ip.mirai.ne.jp/~g-ikusei/consortium/>

ぎふコンソーシアム 検索

岐阜県環境生活部 男女参画青少年課内
岐阜県青少年育成県民会議
ネット安全・安心ぎふコンソーシアム事務局
TEL 058-272-8238 E-mail g-ikusei@jp.mirai.ne.jp

どうしよう？

うちの子にケータイ



部活動や塾で
夜遅くなったとき
連絡に便利だし・・・

災害など緊急時に連絡をとらないと・・・

物騒な世の中、
子どもの安全のために・・・

子どもの友だちも
みんな持ち始めたようだし・・・

来年、進学するから・・・

使い方によっては
とても危険だなんて
言われているし・・・

ケータイは、まだ早いのでは・・・

ケータイにさわってばかり
いるようになるのでは・・・

知らない人とか
友だちづきあいが変わりそう・・・

ケータイで
何をするのか不安で・・・



ネット安全・安心ぎふコンソーシアム

平成23年度文部科学省委託事業

よく考えないでケータイを使うとこんな被害やトラブルに・・・

「無料」ゲーム・会員・プレゼント

ケータイから無料でアクセスできるオンラインゲームが人気です

確かに「無料」なのだけれども・・・

◆ゲームに使用する武器などのアイテムや、アバターなどが**一部有料の場合**があります。



- 無料**と思い込んで購入し、高額の支払いが発生
- アイテムの**受け渡し**のやりとりでトラブル発生

◆会員登録や懸賞に応募するときに、自分の個人情報が相手側に伝わります。

- ・自分のメールアドレスや年齢・性別などを入力
- ・空メール（本文なしのメール）の送信

■登録した個人情報が、**他の目的に悪用**されてしまう場合があります。



プロフ(自己紹介サイト)

自分の写真や自己紹介を掲載し気の合う仲間を見つけるサイトです

実名や住所をのせなくても・・・

◆プロフに掲載される情報(例)

誕生日 性別 学年 血液型 星座 身長 趣味
特技 通学方法 性格 資格 好きな歌手 自分の夢
好きな本 髪型 好きな映画 好きな異性のタイプなど

- いくつかの情報を組み合わせる事により**個人が特定**される可能性があります。
- 情報をもとにした**つきまとい**や、**嫌がらせ**が発生しています。
- 写真や情報を**他の目的に利用・悪用**されることがあります。

◆プロフで知り合った人からの被害(被害例)

- ・共通の趣味などを話題に接近
→相手を信頼しメールアドレスを交換
→実際に会う約束・待ち合わせ
→暴行・脅迫・性的被害 など



掲示板・SNS

(ソーシャルネットワーキングサービス)

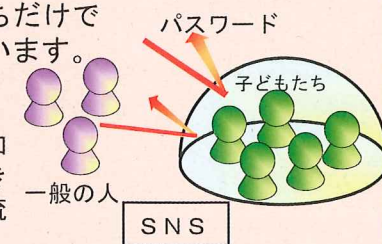
学校裏サイトへの書き込みや、友達などに限定して書き込みを公開するSNSの利用が増えています

軽い冗談のつもりでも・・・

◆軽い気持ちで書き込んだ言葉が、相手の心をひどく傷つけてしまうことがあります。

◆パスワードにより友だちだけで利用する場が増えています。

- 親しい仲間同士間でのトラブル発生増加
- 保護者や教師の目が届きにくい状況での交流



◆SNSの機能には・・・

プロフィール メッセージ送受信 仲間検索
日記(ブログ) ゲーム コミュニティ機能 など

■**保護者が知らない人**とつながりをもつ機会にあふれています。

その他にも・・・

メールによるいじめ

ネットショッピングでのトラブル

違法ダウンロード・アップロード

出会い系サイトでの性的被害

長時間使用による健康への影響



さらに・・・

一人でゲームをするだけでなく、他の人と競ったり、協力したりするゲームが流行しています。ゲームを通して知り合った人から脅迫されるなど被害を受けてしまう事件が多くなっています。

さらに・・・

同世代の友達だけではなく、悪意をもった人もプロフを見ている。犯罪のターゲットを選ぶために、プロフを利用していることもあります。

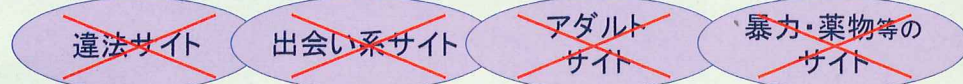
さらに・・・

「出会い系サイト」だけでなく、フィルタリングでは制限されない「SNS」で知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。

子どもにケータイを持たせるときには・・・

フィルタリング(アクセス制限サービス)

フィルタリングは子どもにとって有害となるおそれのあるサイトへのアクセスを制限します



◆子どもの成長にあわせて・・・

例えば・・・

小学生

許可された一部のサイトのみアクセス可

中・高生

危険なカテゴリ(分類)へのアクセス不可

◆必要に応じて・・・

時間 限定
接続先 限定
規制カテゴリ カスタマイズ

携帯電話事業者によっては、深夜の使用を時間によって制限したり、必要なサイトや掲示板のみを閲覧できるようにしたりする機能(サービス)を提供しています。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」 2009年4月1日より施行

この法律では、18歳未満の青少年の保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用等により、インターネットの利用を適切に管理するよう努めなければならないと定められています。



子どもに必要な機能だけを利用

「便利さ」だけでなく、子どもの「安全・安心」を考え、必要最低限の機能のみを利用しましょう

◆ケータイの機能には・・・



◆家族との連絡に利用するには・・・

部活動や塾通いの迎え、緊急時の連絡など

➔「電話機能」があれば多くの場合はOK

子どもにとって危険な事例

➔「ネット通信」を介するものがほとんど

・メールやネット通信の機能を使用不可に！
使用する場合には必ずフィルタリングを利用

家庭でのルール

保護者と子どもが一緒になってルール(約束)をつくり、その後も「子ども任せ」にしないで、約束どおりに使用しているかを見守りましょう

◆約束のポイントは・・・

- ・ネットで知り合った人とは会わない
- ・トラブルにあったらすぐに大人に相談をする
- ・ケータイいじめをしたり、見逃したりしない
- ・安易に自分の個人情報を伝えたり、掲載したりしない
- ・使ってもよい時間、使わない時間を決める

◆約束が守られていないときには・・・

約束は「つくる」ことよりも、「守る」ことが大切です。

約束と異なった使い方をしているときには、**保護者の責任**において、子どもにしっかりと注意をしたり、時には使用の制限を行ったりしましょう。

そのためには、常に子どもたちの**使用状況を把握**することが大切です。

